

# 岡山大学附属図書館文献複写要項

平成 24 年 9 月 20 日  
館 長 裁 定

改正 平成 26 年 12 月 17 日  
改正 平成 30 年 2 月 27 日  
改正 令和元年 11 月 1 日

## (趣旨)

第 1 条 岡山大学附属図書館利用内規（以下「利用内規」という。）第 19 条第 2 項の規定に基づき、岡山大学附属図書館が受託する文献複写は、この要項に定めるところによる。

## (申込)

第 2 条 文献複写を依頼しようとする者は、あらかじめ所定の様式により、附属図書館中央図書館又は分館に申込を行わなければならない。

## (受託)

第 3 条 前条の申込は、教育または研究の用に供することを目的とする場合に限り受託することができる。なお、著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）に規定された要件を逸脱する申込は受託しない。

## (文献複写料金の納付)

第 4 条 複写物の交付を受ける者は別表 1 に定める複写料及び複写物の送料の合算額（以下「文献複写料金」という。）を前納しなければならない。なお、国外の図書館等が依頼者の場合は、文献複写料金を円建てで銀行口座振込にて前納することとする。

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる機関である場合には、文献複写料金を後納とすることができる。

- 一 国立情報学研究所が実施する ILL 文献複写等料金相殺サービス加入機関
- 二 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定される学校等に設置された図書館及びこれに類する施設
- 三 大学等における教育に類する教育を行う教育機関で当該教育を行うにつき学校教育法以外の法律に特別の規定があるものに設置された図書館及びこれに類する施設（国または地方公共団体または公益法人認定法第二条の法人が設置するものに限る）
- 四 学術の研究を目的とする研究所、試験所、その他の施設で法令の規定によって設置されたものに設置された図書館及びこれに類する施設（国または地方公共団体または公益法人認定法第二条の法人が設置するものに限る）
- 五 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館
- 六 国立国会図書館法（昭和 23 年法律第 5 号）第 1 条に規定する国立国会図書館
- 七 財政法第 21 条に規定する各省各庁
- 八 医療法第 1 条の 5 及び第 1 条の 6 に規定する病院

- 3 前項第二号から第八号に掲げる者は、文献複写料金を請求書発行の日から起算して1か月後の日までに支払うこと。
- 4 第1項の規定にかかわらず、国外の図書館等が依頼者の場合で、かつ、当該機関が文献複写料金の支払いにIFLA（国際図書館連盟）が発行する文献複写等の料金精算専用の利用券（以下「バウチャー」という。）を用いる場合の文献複写料金は、別表2に定める額とする。
- 5 納付された文献複写料金は、還付しない。

附 則

この要項は、平成24年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和元年11月1日から施行する。

別表1（第4条第1項関係）

（単位：円/1枚）

区分	利用内規第2条第1号 又は同第2号に該当する者 （本学職員又は学生）		利用内規第2条第3号に 該当する者（学外者）
	公費用コピー カードによる複写	その他	
白黒	10円	20円	40円
カラー	30円	40円	70円
リーダープリンターによる 複写（白黒）	/		50円

別表2（第4条第4項関係）

区分	①複写料 （単位：円/1枚）	②送料	第4条第4項に該当する 者の文献複写料金
白黒	40円	実費額	①及び②の合算額 1,000円につき ハーフバウチャー1枚
カラー	70円		
リーダープリンターによる 複写（白黒）	50円		

備考

- 1 合算額のうち、1,000円未満の端数については切り上げるものとする。
- 2 ハーフバウチャー2枚は、フルバウチャー1枚と置き換えることができる。